

令和3年度トラック運送業界における「点検整備推進運動」について

●強化月間：9月1日（水）～10月31日（日）

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故につながる事が多く、特に大型トラックでは車輪脱落事故が急増しており、ホイール・ナットの緩みはじめとする不具合等による事故の防止や、排出ガスによる大気汚染等の環境問題への対応が求められています。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えないなか、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要があります。

このため、より確実な点検整備を目指してみだしの「点検整備推進運動」を展開します。

なお、本運動は1年を通じて実施するものとしたしますが、令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、年末の繁忙期を迎えるに先立つ令和3年10月1日（金）から10月31日（日）までの1ヶ月間を「近畿の点検整備強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

●法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とします。

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	同左 機能

●保有する全ての大型貨物自動車について重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1カ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を実施してください。

●DPF（黒煙除去フィルタ）等、後処理装置装着車について、確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。